

れ居る者なり又書務主任被告松尾隆喜は矢張暴行々爲の教唆常習者として而も其前科を有する強か者たる事は前記暴行沙汰の間に於て自ら之を高言し如何にも聞する事が誇りなるかの如き放言をしたるに徴して明かなり情況斯の如きを以て今般告訴人が偶々些少なる一坑夫負傷の合理的解決に當りて斯る蠻行々爲を未然に豫防せんと只管善意を盡くして事に臨みたるにも拘らず趣不盡にも殊更に事を構へて恭順なる仲介人を多人數威迫監禁中に殴打連激負傷せしめたるのみならず之を自己管務下の多數雇傭人等に威示敷戒の具に供して跨負したるは明かに社會公安秩序正大の法道に悖るも甚だしき者共なりと謂ふべし亦之等の惡性使用人を擁して公益企業の裏道を辿るやに聞及ぶ被告人全長福井坑主野上辰之助は業務上の代表者として尙又坑主以下各被告人幹部は其業務執行代理人としてのみでも責任は到底免れざる可し思料す而して告訴

人は本件の動機に關し營『利己的目論見を以て事を行ひたるには躊もあらず單純に善良なる社會運動家の任務として公安上有益なる當然の行爲にして最も順恭に合理的に相方間を計り居たるものなれば日頃常に自己一身上の都合等は凡そ贅視して恒に労働者生活改善と向上の爲に意念する社會公益事業の犠牲的奉公團體たる日本石炭坑夫組合の役員として自ら襟持する名譽心及諸團體の社會一般に對する名譽を傷けられたることより過ぎたるはなし以上に依つて告訴人は徒らに人に恵して其の非行を數多掲載するは元來好まざるも我等が屬する礦業協力國勢隆昌を念願とする團體の同志及全國的友誼團體の公的意見を端的に表して尙社會の暗黒面を形成する炭坑地方の誤れる蠻風が陳し出しつゝある不法行為の速かに一掃せられん事を願ひ斯る類似事件が暗々裡に夥しく行はれつゝある一例として本件に關し特に此間の事情を斟酌せ